

島根あさひ社会復帰センター運営事業におけるモニタリング結果表(平成25年度)

1 各運営業務の履行状況

モニタリング 対象業務の区分		結果(要求水準未達事案)の概要
共通		各種システムへの誤入力・未入力など
維持管理		該当なし
運営業務	総務	郵送物の誤発受など
	収容関連サービス	食事提供時間の遅延など
	警備	持込制限物品等の受刑者による拾得など
	作業	作業安全衛生指導の未実施など
	教育	教育カリキュラムの未実施など
	医療	診察の疎漏など
	分類事務支援	カウンセリング・心理検査等の未実施など

2 違約金の対象となる事実

該当なし。

3 功績のあった事実

センター内建築物等に対する追加設備投資など

4 全体的な傾向

事業契約書に基づく改善勧告を要するような要求水準等未達事案はなく、減額ポイント計上に至った事実の多くは、業務の疎漏によるものであった。しかし、要求水準未達状態の回復が速やかに行われているため、実害は生じていない。

また、功績事実として、センター内建築物等に対する追加設備投資を行うなど、要求水準等に定める範囲の業務について、特に優れた業務遂行を行うなどの貢献があった。

全体としては適切な事業運営がなされているものと評価できる。